

公益信託 石狩・後志交通遺児育英基金 育英資金受給者募集のお知らせ

公益信託 石狩・後志交通遺児育英基金
受託者 株式会社 りそな銀行

本公益信託は、石狩地方及び後志地方に所在する小学校、中学校又は高等学校に在学する交通遺児の方等へ育英資金を給与するもので、平成7年度より給与事業を開始した基金です。

つきましては、育英資金の受給者を募集いたしますので、希望される方は次の募集要項に基づき申込先宛にお申し込みください。

<募集要項>

1. 納入対象者	次の①～③すべてに該当する方とします。 ① 石狩地方及び後志地方に所在する小学校、中学校又は高等学校に在学する児童・生徒（給付回数：小学校在学時1回、中学校在学時1回、高校在学時1回） ② 交通遺児または交通事故による重度の後遺障害の状態にある方の子 ③ 経済的理由により援助を必要とする方
2. 募集人数	高校生 5人、中学生 5人、小学生 5人
3. 納入額、 支給時期、 支給方法	給与額：高校生 年額120,000円（月額10,000円） 中学生 年額120,000円（月額10,000円） 小学生 年額 84,000円（月額 7,000円） 支給時期：令和8年4月（予定） 支給方法：1年分をまとめて支給します。
4. 育英資金の返還	この制度に基づく奨学金は、返還を要しません。（他奨学金との併用可）
5. 応募の 手続き	次の書類を「6. 申請先」へ申込期限までに送付してください。 ① 育英資金給与申請書 ② 家庭状況調査書 ③ 所得証明書 令和7年度分（令和6年中）または、以下の書類 納税証明書 令和7年度分（令和6年中） 源泉徴収票 令和7年分 (注) 各種年金等のある方は年金通知書等の写しをご提出ください。 ※ご応募にあたっては、書類に記載のある方皆さままで「 <u>公益信託関連業務における個人情報の利用について</u> 」を必ずご覧になり、個人情報の利用目的や情報の提供先等受託者における個人情報の取扱をご確認いただき、この取扱にご同意を得た上で必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。
6. 申込先	〒135-8581 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟 株式会社りそな銀行 信託オペレーションオフィス 公益信託担当 (TEL 03-6704-3359)
7. 申込期限	令和8年2月2日（月）（消印有効）
8. 受給者 の内定	公益信託石狩・後志交通遺児育英基金の給与規程に基づき、本公益信託の運営委員会で選考し、令和8年3月末日までに本人に通知します。 なお、採用が内定した場合は次の書類を提出していただきます。 ① 交通事故証明書またはこれに準ずる書類 ② 住民票記載事項証明書 *本籍・マイナンバー記載なし ③ 死亡診断書または死亡届出書の記載事項証明書 ・重度の後遺症の状態にある方にはそれを証明する書類

以上

<必ずご覧ください>

公益信託関連業務における個人情報の利用について

公益信託からの助成を申請する皆さまへ

株式会社りそな銀行
(公益信託受託者)

弊社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、公益信託からの助成金の給付申請者等の個人情報（申請書類に記載のある個人情報）を下記の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で提供先とともに利用いたします。

公益信託の助成事業の遂行にあたってこの取扱は不可欠なものであり、助成金の給付申請にあたっては、申請書類に個人情報の記載がある皆さまに本紙記載の取扱をご確認いただき、これにご同意を得た上で、申請書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

・業務内容

- 公益信託の助成事業遂行に必要な業務
(助成先の審査・決定、助成金給付及び基金の管理に付随する業務)

・利用目的

- 公益信託の助成事業への申込に伴う審査、決定及び助成金給付の際の判断のため
- 公益信託の事業執行の妥当性の判断並びに基金の業務及び管理を適切に遂行するため

・個人情報提供先

- 公益信託関係者
(例) 運営委員、信託管理人、委託者、運営事務局、業務委託先
- 主務官庁

以上